

伊賀市市営住宅あり方検討委員会設置要綱

令和2年7月22日告示第235号

(設置)

第1条 伊賀市の市営住宅について、幅広い視点から課題を検証し、改善に向けての方策を検討するため、伊賀市市営住宅あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の事項について協議及び検討を行い、その結果を市長に答申する。

- (1) 市営住宅の管理全般の課題に関すること。
- (2) 市営住宅の用途廃止及び集約建替に関すること。
- (3) 民間賃貸住宅及び空き家の活用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する市長への答申が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことはできない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部住宅課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年7月22日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この告示の失効)

- 3 この告示は、第2条に規定する市長への答申が完了した日の属する年度の3月31日限り、その効力を失う。